

なかしべつ

広
報

空とみどりが人をつないでいくまち

中標津町

2026
(令和8年)

6

№762

今月の表紙



今月の表紙は、5月9日に東武サウスビルズで行われた「緑の募金」春の街頭募金からの1枚です。

当日はかなり肌寒く、大変だったと思いますが、冒険クラブの子供たちは大きな声で楽しそうに募金を呼び掛けていました。

Contents

- ②…令和7年度 ふるさと納税の実績をお知らせします
- ③…国保だより
- ④…中標津町子育て支援事業について
- ⑥…中標津町産後ケア事業のご案内
- ⑦…中標津町企業情報冊子【中標津×しごと】への掲載企業等の募集について
- ⑭…くらしのひろば

令和7年度 ふるさと納税の実績をお知らせします

これまでの寄附金の状況と令和7年度の活用実績をお知らせします。今後も「住みたいまち」「住み続けたいまち」の実現に向け、より良いまちづくりに取り組んでいきますので、ぜひみなさんからも、町外在住の家族や知り合いの方々からこの制度のPRをお願いします。

令和7年度申込総額		申込総数		参考 過去の実績		
255,867,100円		14,253件		1,172,699,178円		
使 用 区 分	寄附申込額(円)	年 度	件 数	金額(円)		
酪農業等の産業振興、地場産品ブランド化への取り組み	49,405,200	～平成28年度	2,516	43,080,001		
中標津空港を利用した広域観光ルートづくり	8,674,300	平成29年度	2,248	38,826,600		
農村景観と市街地景観が調和したまちづくり	6,463,200	平成30年度	3,010	60,985,000		
森林保全と、エネルギーの地産地消による環境保全	11,017,500	令和元年度	4,624	90,551,000		
「町立中標津病院」等の医療・介護支援体制の維持	12,723,000	令和2年度	8,812	138,261,564		
「なかしべつ」への移住・定住の促進	3,356,500	令和3年度	6,833	116,490,413		
結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境づくり	20,148,300	令和4年度	7,126	121,109,500		
子供たちの教育環境と地域で守り育てる環境づくり	74,271,200	令和5年度	5,809	112,679,800		
町長におまかせ！（用途指定なし）	62,124,500	令和6年度	10,138	194,848,200		
【特定事業応援】「中標津農業高等学校」の修学環境支援	7,683,400	令和7年度	14,253	255,867,100		
合 計	255,867,100	合 計	65,369	1,172,699,178		

寄附金を活用しました！

■活用額 6,026万円

日本体育大学との連携協定の推進

活用額 52万円

日本体育大学と連携し、ラグビーや野球などのスポーツに関する指導教室を実施しました。



令和7年度事業

事業名	活用額
牛乳消費拡大推進事業	20万円
酪農学園大学との連携事業	56万円
農業後継者対策のための事業	118万円
新規就農者への支援	400万円
空港の利用促進に向けた取り組み	550万円
空家等利活用促進事業	0万円
開陽台整備事業	194万円
豊かな森づくり推進のための取り組み	341万円
町民の健康づくりに向けた取り組み	46万円
介護人材育成のための支援	17万円
外国人介護人材確保補助事業	263万円
テレワークの誘致に向けた事業	61万円
移住希望者への支援	75万円
母子保健事業（産後ケア、産婦健診など）	157万円
保育士等の修学のための支援	420万円
総合体育館を活用した健康推進事業	24万円
児童生徒のスポーツ文化大会参加経費の支援	970万円
障害福祉サービス事業所開設のための支援	68万円
町立保育園の給湯ボイラー整備	109万円
埋蔵文化財分布確認調査事業	28万円
窓口DX推進事業	68万円
中標津町80年史発刊事業	1,082万円
中標津町開町80年記念事業	460万円
生涯学習推進事業	143万円
農業高校就学環境支援事業	304万円

問い合わせは、政策推進課 ふるさと応援係（直通 ☎74-0727）まで。

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）の国民健康保険税額は6月中にお知らせします。

国民健康保険税の税制改正について

● 国民健康保険税の軽減判定基準額の拡大

税制改正に伴い、令和8年4月1日から低所得者に対する軽減対象世帯の基準額が拡大されました。

世帯単位での国保被保険者の合計所得が下記の軽減判定基準額以下となった場合に、一部軽減を受けられます。

軽減判定基準額新旧表		
	令和7年度	令和8年度
5割基準額	30.5万円	31万円
2割基準額	56万円	57万円

○ 均等割額および平等割額が5割軽減される世帯

基礎控除(43万円) + **31万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

○ 均等割額および平等割額が2割軽減される世帯

基礎控除(43万円) + **57万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

● 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を「社会全体で支え合う」仕組みです。

子ども・子育て支援金は、少子化対策を促進するため、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」など、さまざまな子育て施策の財源として活用されます。そのため、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」の徴収が開始され、皆様が加入されている医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等）の保険税(料)から負担していただくことになります。

支援金の納付方法につきましては、6月中旬に送付する国民健康保険税納税通知書に同封の納付書で、これまでの保険税とあわせて納付いただきます。

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）については、子ども・子育て支援金分にかかる均等割額が全額軽減されます。

※子ども・子育て支援金制度の詳細につきましては、こども家庭庁ホームページをご覧ください。



こども家庭庁HP

● 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ

税制改正に伴い、令和8年4月から賦課限度額が右表のとおり、医療給付分1万円の引き上げとなりました。また、令和8年度分から、加入されている医療保険の保険料(税)に「子ども・子育て支援金分(子ども分)」が加算されます。

区 分	令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	伸び
医療給付分	66万	67万	1万
後期高齢者支援金分	26万	26万	—
介護納付金分	17万	17万	—
子ども・子育て支援金分	—	3万	3万
計	109万	113万	4万

国民健康保険の場合は、従来の保険税（医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）に子ども分を合算して納付していただくこととなります。

● 国民健康保険税の保険税率について

● 子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、中標津町の保険税率は下表のとおりとなります。

区 分	令和7年度(改正前)			令和8年度(改正後)		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療給付分	8.2%	26,400円	28,000円	8.2%	26,400円	28,000円
後期高齢者支援金分	2.6%	8,500円	9,000円	2.6%	8,500円	9,000円
介護納付金分	1.9%	8,500円	6,600円	1.9%	8,500円	6,600円
子ども・子育て支援金分	—	—	—	0.29%	1,100円	1,000円

※子ども・子育て支援金分が新しく追加されますが、従来の保険税率（医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）については変更ありません。

問い合わせ先 (国保税の算定に関すること……………住民保険課 国保・高齢者医療係 (直通 ☎74-0844)
 国民健康保険の各種届出に関すること……………住民保険課 保険年金係 (直通 ☎74-0845)
 口座振替や納税証明、納税相談に関すること…納税課 収納係 (直通 ☎74-0754)

中標津町子育て支援事業について

〔第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画とその取組状況について〕

基本理念 『地域で育つ 地域で育てる 未来の力』

～世代を超えてみんなが笑顔で自信をもってくらせる町～

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7～11年度）では、第2期計画の主旨を継続し、子育てにやさしい、世代を超えてみんなが笑顔で暮らせるまちづくりのため、幼児期の教育や保育、その他の子育て支援に係る施策を推進しています。

令和7年度の取組状況は次のとおりです（※カッコ内は前年度との比較）。

※計画内容は町ホームページ（QRコード）をご覧ください。



● 主な取り組み

基本目標Ⅰ

子育て家庭を応援・支援する環境づくり

すべての親が安心して子育てができ、子どもたちがたくさん笑顔に支えられながら健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上や子育て支援全体の体制充実をめざします。

□子育て支援体制の充実

子育て支援体制の一層の充実を図る

ため、継続して子育て世代包括支援センター事業に取り組んでいます。
※子育て世代包括支援センター事業
妊産婦および乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠前から切れ目のない支援を提供する体制を構築します。
中標津町では、保健センターと児童センター「みらいる」で事業を実施しています。また、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を児童センターの職員が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続して実施し、令和7年度は120件（▲1件）の家庭を訪問しました。



子育てサークル運動会のようす

□病児保育事業

子どもの病気により集団保育が困難な期間において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業を町立中標津病院内で実施し、令和7年度は64世帯（+3世帯）が登録し、延べ134人（+20人）が利用しました。

□ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業

ファミリー・サポート・センター事業とは子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）とお手伝いができる人（提供会員）が会員組織をつくり、会員相互の信頼関係のもとに地域全体で子育てを応援する仕組みです。提供会員として幅広い年齢層が登録し、最近は送迎サポートの利用も増えていきます。一時預かり事業と合わせて子ども園かばの委託し、令和7年度は依頼会員・提供会員合わせて499世帯（▲24世帯）が登録し、延べ186人（▲65人）の利用がありました。また、一時預かり事業は、延べ690人（▲237人）が利用しました。

□幼稚園型一時預かり事業

幼稚園に一時預かり事業を委託し、3歳児以上の保育卒の拡充を図っています。令和7年度の利用人数は、公立の計根別幼稚園も合わせ、5幼稚園で延べ6,455人（▲948人）が利用しました。

□援助を必要とする家庭支援

障がいをもつ児童・保護者が安心してできる一時的預かりサポートとして、令



基本目標Ⅱ 次代を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

子どもたちが多様な文化活動に触れる機会を児童館から発信するとともに、地域と連携し児童健全育成に努めます。

□児童館活動

子どもたちの豊かな人間性と創造性を育むことを目的に、地域の方々が趣味・特技を通して技術を伝える「チャイルドアドバイザー事業」のほかに、児童館菜園「たがやし隊」事業など、地域の方々とも子どもたちの顔が見える関係づくりをめざし実施しています。



じどうかん祭りのようす

□中高校生の活動支援

児童センター「みらいる」は、平日20時まで開館し、軽スポーツやダンスなど中高校生がさまざまな活動に利用しています。また、ひろばを開設してゲームなどを行い、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいます。

□放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、小学1～3年生を対象に各児童館・児童センターでの受け入れを実施しています。令和7年度は276人(▲4人)の登録がありました。また、高学年児童の居場所を確保するため、児童館の利用時間を最大18時としています。



じどうかんのようす

基本目標Ⅲ

子どもを健やかに生み育てる環境づくり

思春期から妊娠、出産、新生児期、乳児期、幼児期を通じて、総合的に母子保健サービスを実施しています。

□学童・思春期に対する支援

町内の中学3年生を対象に「命の重み」を伝えることを目的とする「赤ちゃんふれあい交流事業」を継続して実施しています。



赤ちゃん交流のようす

□妊娠・出産・新生児への支援

妊娠された方へ妊婦健康診査の助成、産後は産婦健康診査(産後2週間・産後1か月)の助成や赤ちゃんが生まれた家庭への保健師による新生児訪問、産後1年未満の母と子を対象とした心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業を実施しています。

保険適用となった体外受精または顕微授精による不妊治療を受けられた方や、不妊治療と併用して実施した先進医療を受けられた方へ治療費・交通費等の一部助成を行っています。

また、妊娠期から子育て期まで身近な相談・支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を行うとともに、出産育児用品の購入等の負担軽減を図るため、妊娠届出や出産届出を行った妊婦さんに「妊婦のための支援給付」を行っています(下記参照)。

□健やかな成長・発達への支援

子どもの健やかな成長・発達のため、乳幼児健診・相談、また予防接種の周知、勧奨を継続して実施し、健康増進に努めています。

基本目標Ⅳ

子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもたちが安心して暮らせるように、交通安全や防犯等の環境整備のほかに、子どもの人権が尊重されるよう虐待防止に努めます。

妊婦のための支援給付金のご案内

中標津町では、妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、経済的負担の軽減を目的とした「支援給付」を行っています。

対象：妊娠している方

申請：保健センターでの保健師との面談時に受け付けます。

○1回目：5万円 医療機関で妊娠が確定した後、保健センターでの母子手帳交付時

○2回目：5万円 新生児訪問等出産後

提出書類：①妊婦のための支援給付金申請書

②本人確認書類の写し(運転免許証・マイナンバーカード)

③振込先口座名義(妊婦名義の口座のみ)・番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し

給付時期：申請書に記載された口座に申請後1か月程で振り込みます。



流産・死産等を経験された方へのご案内

流産・死産でお子さまを亡くされた場合、また人工妊娠中絶を受けられた場合も対象となり、1回目・2回目の給付が申請できますので、役場子育て支援課へお越しください(令和7年4月1日以降の流産・死産等が対象となります)。手続きされる方には、心身の負担やプライバシーに配慮しますので、ご無理のない範囲で面談方法や申請方法等ご相談ください。

※妊娠届出前(母子手帳受け取り前)に流産・死産された方も医師による胎児心拍確認の事実がわかる書類(診断書等)の提示により対象となります。

中標津町産後ケア事業のご案内

産後ケアHP



利用できる方

中標津町に住民票がある産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん

助成回数

1人宿泊6日（1泊2日で2回分利用）、日帰り3回、母乳育児相談・訪問3回 までが利用上限です。

内容

休息を取りながら、育児や授乳に関するお悩みをご相談できます。

施設	町立中標津病院	ママケアハウス イコロ助産院	母乳育児相談室 るここ小川助産所	まきばの助産院	イリス助産院
母乳・育児相談	月・水・金 午後 1回 500円 	月～金 9時～17時 1回 500円 	9時～17時 1回 500円 訪問1回 1,000円 (別途交通費自己負担) ・休日、時間外利用の場合別途自己負担が生じます	9時～16時 1回 750円 (別途交通費自己負担) ・訪問ケア主体です(自宅以外へ訪問可) ・心身のケア含む LINEID @051mkwbv 	水 9時～18時 金・土 13時～21時 1回 750円 (別途交通費自己負担) ・心身のケアメイン instagram
宿泊	11時～翌10時 1泊2日 2,500円 ※ (延泊加算1,000円/日)※ 例：2泊3日 3,500円 ※産後5か月未満、土曜退院可 ※土・日・祝の利用開始不可	10時～翌10時 1泊2日 2,500円 ※ 	<div style="text-align: center;">ご利用の流れ</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%;">1. 申請書記入 中期面談で記入</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%;">2. 予 約 希望の施設へ 直接予約</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%;">3. 利用券発行 保健センターに 連絡</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%;">4. 産後ケア利用 利用決定通知書と 利用券を持参</div> </div>		
日帰り	11時～16時 1回 1,500円 ※ 	ショート 10時～14時 1回 1,000円 ※ ロング 10時～18時 1回 1,500円 ※ (①②多胎児追加料金あり)			

※ 宿泊型・日帰り型は、非課税世帯および生活保護世帯は無料（自己負担なし）で利用することができます。

不妊治療に関する助成事業のご案内

保険適用の不妊治療（体外受精または顕微授精）を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費や治療に要した交通費と宿泊費の一部を助成しています。

	不妊治療助成事業	不妊治療費（先進医療）等助成事業
対象	①～⑤の全てに該当する方 ①夫婦の一方または双方が中標津町に住民登録をしている方 ②治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方 ③保険適用となった不妊治療（体外受精または顕微授精、男性不妊治療）を受けた方 ④他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない方 ⑤町税等を完納している方	
助成内容	交通費と宿泊費を合算し、受診年度ごとに5万円を上限に助成。 年度内助成回数は限度なし。 詳しくはこちら	令和5年4月1日以降に開始した先進不妊治療であり、医療保険適用の生殖補助医療と併せて実施された先進医療に要する治療費および交通費。 詳しくはこちら

問い合わせは、中標津町保健センター 母子健康係（☎72-2733）まで。

中標津町企業情報冊子【中標津×しごと】への掲載企業等の募集について

町では、人口減少対策・産業の人材確保対策として町内事業者の情報をまとめた冊子を作成し、大学生などに町内事業者のPRを行なっています。

令和8年度も本冊子を作成しますので、掲載を希望する町内事業者・団体は以下までお問い合わせください。

令和7年度版はこちらからご覧ください。



応募条件	町内に事業所を有する法人・個人事業者
応募方法	下記担当へお電話またはメールで掲載を希望する旨をご連絡ください。ご連絡いただいた後、事業者情報の入力フォームを送付します。 (事業者情報、掲載する画像は各事業者においてご用意いただく必要があります。) [担当] 経済振興課 商工労働係 [電話番号] ☎74-0463 [メールアドレス] shoukou@nakashibetsu.jp
応募期限	7月31日(金)
留意事項	完成後、町ホームページへの掲載や、大学生等への配布を行います。

中標津町奨学金返還支援事業 認定事業所の募集について

町では、地元事業者の人材確保を応援するため、令和7年度に奨学金返還支援制度を創設しました。この制度では、町が認定した事業所に新たに就職した方に対し、町が奨学金の返還を最大7年間支援します。

当該事業を有効に活用いただき、全国からの人材獲得にお役立てください。また、認定事業所に登録いただくと、町も事業者情報の発信に取り組みます。

認定事業所 登録要件

1. 町内に本社が所在し、奨学金の返還者を正規社員等として現に雇用し、または雇用する予定(意思)があること
2. 町税に滞納がないこと

制度の詳細はこちらから
ご覧いただけます

認定事業所募集HP



制度概要HP



地元事業者の人材確保を応援!!

中標津町奨学金返還支援事業補助金

認定事業所募集!!

中標津町では、地元事業者の人材確保を応援するため、「認定事業所」に就職した方を対象に、最大7年間、奨学金の返還支援を行います。

当該事業を積極的に活用いただき、町外からの人材獲得等にお役立てください。まずは「認定事業所」への登録をお待ちしております!

対象奨学金

01 日本学生支援機構の
第一種奨学金及び第二種奨学金

補助額等

01 補助額
認定事業所に勤務した者が返還した奨学金の額
(1,000円未満切り捨て)

02 補助上限額
認定事業所に勤務しながら返還した月数
×30,000円(年間最大360,000円)

03 補助期間
最大84ヵ月

認定事業所登録要件

01 町内に本社等があり、奨学金の返還者を正規社員等として雇用する予定(意思)があること

02 町税に滞納がないこと

※認定事業所は町も事業者情報の発信に取り組みます。

補助対象者

以下の条件すべてを満たす必要があります。

01 本町に居住し、7年以上継続して本町に居住する見込みであること

02 大学等を卒業している方で、次のいずれかに該当すること
・本町へ転入してから1年以内に認定事業所に就職すること
(転入する前は1年以上本町以外に居住)
・本町内の専門学校を卒業後、1年以内に認定事業所に就職すること

03 令和7年4月1日以後に所定就労時間を週20時間以上とする無期雇用契約で新たに就職すること

04 国等から返還支援を受けていないこと

05 町税の滞納がないこと

【対象外】
・国家公務員若しくは地方公務員
・認定事業所の代表者等の2親等内の方

問い合わせは、経済振興課 商工労働係(直通 ☎74-0463)まで。

国民年金保険料の納付が困難な方は免除・納付猶予の手続きを

国民年金保険料は月額17,920円の定額ですが、ご本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合、ご本人からの申請によって保険料の納付が免除または猶予されます。経済的に保険料を納められないときは、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。

免除区分	所得の基準（前年所得が次の金額の範囲内）	免除後の保険料
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円	なし
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	4,480円
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	8,960円
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	13,440円
納付猶予 (50歳未満)	世帯主の所得によって免除にならないが、ご本人と配偶者の所得が全額免除の基準に該当する場合。ただし、50歳未満の方に限ります。	

退職（失業）により納付が困難となった方は、前年所得にかかわらず、免除・納付猶予の対象となる場合があります。

● 免除・納付猶予の申請は随時受付しています

次の書類をご用意のうえ、住民保険課（役場1階窓口②番）にて申請をしてください。

- 基礎年金番号通知書または年金手帳
- 退職（失業）を理由に申請する場合は、離職票または雇用保険受給資格者証

● 免除・納付猶予は1年ごと7月～翌年6月までが対象期間です

現在、免除または納付猶予を受けている方で、7月以降も希望される方は申請が必要です。令和8年度分（令和8年7月～令和9年6月）の申請は、7月1日(水)から受付開始です。

● 国民年金保険料のご案内を民間事業者に委託しています

日本年金機構では、保険料が未納となっている方への電話や文書、戸別訪問による納付のご案内を民間事業者に委託しています。北海道内は、「アイヴィジット・NTT印刷共同企業体」（代表企業：株式会社アイヴィジット）が担当しています。なお、委託事業者の訪問員が現金をお預かりすることはありません。



問い合わせは、住民保険課 保険年金係（直通 ☎74-0845）まで。

健康★いちばん

中標津町保健センター 健康推進課 健康指導係

食中毒を防ぐ3原則 「つけない」「増やさない」「やっつける」

食中毒は年間を通して発生しますが、夏に向かって湿度や気温が高まるこれからの季節は特に注意が必要です。食中毒は家庭でも多発しており、飲食店に次いで2番目に多い発生源です。症状が軽く、風邪や寝冷えと誤解されがちですが、重症化することもあります。

主な原因は食肉の生食、加熱不足、長時間室温で放置された食品、調理時の二次汚染です。

食中毒菌はついていても、味・色・匂いなど見た目には変わらないためわかりません。「つけない」「増やさない」「やっつける」の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

① つけない！

- ・ こまめに手洗い（調理前、生の肉や魚、卵を触った後、トイレに行った後など）
- ・ 生肉や魚を保存するときは、他の食品と触れないようにする
- ・ まな板や包丁は、「肉用」「魚用」「野菜用」「加熱後の食品用」と使い分けると安全

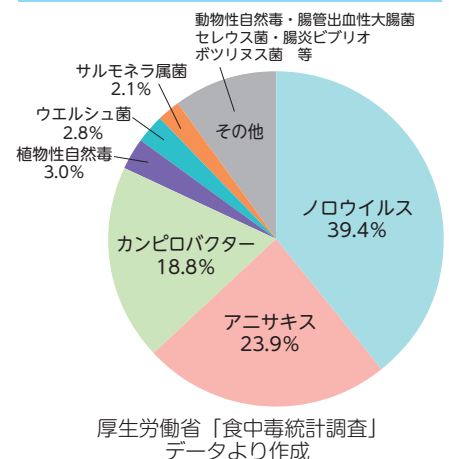
② 増やさない！

- ・ 調理後は長時間常温に放置せず、すぐ食べる。残ったものは早めに冷蔵庫へ
- ・ 冷凍食品の解凍は冷蔵庫内や電子レンジで解凍し、常温保存は避ける
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫の詰めすぎに注意（目安は7割程度）

③ やっつける！

- ・ 加熱する食品は、中心までしっかり加熱（中心温度75℃で1分以上）
- ・ 調理後の食品を温め直す時も中までしっかり加熱、味噌汁やスープなどは沸騰するまで加熱しましょう。電子レンジの加熱はムラのないよう時々かき混ぜましょう
- ・ 調理器具は、定期的に熱湯や漂白剤で消毒する

令和7年度 病因物質別食中毒発生状況



健康に関するご相談は、中標津町保健センター（☎72-2733）まで。

わかものゆる会

～気が合う人と、自然に出会える場所～

初めてでも安心!

1人参加がほとんど!

「〇〇が好き」を
テーマに集まり、
ゆっくり話せる会です

▼まずは雰囲気を見てみる
わかものゆる会 Instagram



※このイベントは地域おこし協力隊の牧野 裕太郎が主催しております。

令和8年度 経済センサス活動調査を実施しています

6月1日を期日に、事業所や企業の活動状況を把握するための「経済センサス活動調査」を実施しています。調査への回答をよろしくお願ひします。回答はオンライン回答が便利です。なお、メールで回答依頼は行いませんので、詐欺などにご注意ください。

問い合わせは、総務課 情報システム・広報調査係（直通 ☎74-0763）まで。

有料広告



創立75周年記念

特別金利 定期預金 つなぐ

<p>10年もの</p> <p>税引後 年1.314%</p> <h1>年1.65%</h1>	<p>7年もの</p> <p>税引後 年1.235%</p> <h1>年1.55%</h1>
	<p>5年もの</p> <p>税引後 年1.155%</p> <h1>年1.45%</h1>

税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金を差し引いた利率であり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しております。

募集期間：2026年2月2日 ▶ 2026年8月31日

預入商品 スーパー定期(単利・複利)、大口定期(単利)

適用金利 定期預金金利(店頭表示金利)+年0.75%

ろうきん金利限定 ※現在、会員以外の方でも「ろうきんクラブアシエール」へのご加入でご利用いただけます。※初回満期日(自動継続)以降は店頭表示金利となります。※詳しくは(ろうきん)店舗へお問い合わせください。

預入期間 5年・7年・10年

預入金額 1万円以上

※新たな資金でのお預入れが対象となります

詳細はこちら



この内容は、2026年4月10日現在のものです。

お問い合わせは
お気軽に

ろうきん中標津支店

TEL 0153-72-0300

ご利用時間 / AM9:00～PM5:00
土・日・祝日、年末年始は休業します。

住所・連絡先
はこちら



なかしべつ町緑ヶ丘森林公園キャンプ場の愛称を募集します!

なかしべつ町緑ヶ丘森林公園キャンプ場が利用者のみなさんから親しまれ、より多くの方に利用していただけるよう、愛称（ニックネーム）を募集します。

応募者は、愛称、愛称の説明・意味・理由等、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、住所を明記の上、中標津町 建設水道部 管理課までご応募ください。採用者には記念品（牛乳贈答券3,000円分）を贈呈します。

- 1 募集期限 7月31日(金)締切（必着）
- 2 応募方法 応募フォーム、郵送、FAX、持参のいずれかで応募してください。
説明や込められた想い、理由等を100字以内程度で記載してください。
- 宛 先 〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 建設水道部 管理課 管理係
- F A X 0153-73-5333
- 3 その他 年齢・居住地を問わず誰でも応募可能です。
詳細は中標津町ホームページに掲載されている募集要項をご確認ください。



町ホームページ
愛称募集



応募フォーム

問い合わせは、管理課 管理係（直通 ☎74-0930）まで。

企業版ふるさと納税の取り組みについて

町では、企業版ふるさと納税を活用し、「中標津町まち・ひと・しごと創生推進計画」を進めています。いただいた寄附金は、この計画に基づき実施する町の人口減少対策に活用しています。

令和7年度は15の企業等から計1,630万円の寄附をいただき取り組みを推進してきました。今後も、企業・団体へのPRを図りながら町の人口減少対策を進めていきます。

※企業版ふるさと納税～地方公共団体が実施する地方創生の取り組みに企業（本社が町外の企業に限る）が寄附を通じて応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられるしくみです。

寄附いただいた企業名

協和総合管理株式会社、和光技研株式会社、株式会社プラテック、日本生命保険相互会社、ビルドプロテック株式会社、株式会社上田組、株式会社セコマ、ホクレン農業協同組合連合会、株式会社高橋工業、株式会社アイキューブドシステムズ、株式会社ニトリ、渡邊清掃株式会社、北海道彌生ホールディングス株式会社 他

問い合わせは、政策推進課 企画調整係（直通 ☎74-0726）まで。

ペインクリニック外来開設のお知らせ

令和8年4月より町立中標津病院麻酔科に赴任しました、伊藤智樹と申します。当科では5月より新たに「ペインクリニック外来」を開設しました。

ペインクリニックとは、痛みを専門に診療する外来で、急性痛から慢性痛まで幅広く対応します。

■診療日

毎週火曜日 午前（完全予約制） 受付時間8時30分～11時

■主な対象疾患

腰痛、肩こり、頭痛、神経痛、带状疱疹に関連する痛み、手術後も続く痛みなど。
（頭のとっぺんから足先まで、さまざまな痛みが対象となります）

■治療について

薬物療法に加え、神経ブロック注射や生活指導などを組み合わせ、患者さん一人ひとりに適した方法をご提案します。痛みを我慢するのではなく、日常生活の質向上を目指した診療を行います。

■受診方法（完全予約制）

当外来は、患者さんお一人に十分な診療時間を確保するため、完全予約制としています。受診をご希望の方は、医事課までご連絡のうえ、ご予約をお取りください。

専門的な視点から、痛みの軽減と生活の質向上をサポートします。どうぞお気軽にご相談ください。



問い合わせは、町立中標津病院 医事課（☎72-8200）まで。

証明書の手数料が変わります

役場窓口で交付する「所得課税（非課税）証明書」の交付手数料を令和8年7月1日(水)より改定します。

【所得課税証明書交付手数料】
1通300円→400円

また、これに合わせてコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機での証明書交付を開始します。役場ロビーに設置しているマルチコピー機でも同様に交付が可能となります。

なお、マルチコピー機での証明書交付手数料は300円に据え置きます。

※マルチコピー機による証明書交付機能の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

令和8年度主要施策概要(予算説明書) よくわかることしの中標津づくりについて



町では、町民のみなさんに町の事業や予算状況などをお知らせし、町政に対してさらに理解いただくために「よくわかることしの中標津（まち）づくり」を作成しました。

まちの将来像である「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津」の実現に向け、今年度に取り組む主な事業を抜粋しています。詳しくはQRコードからご覧ください。

また、町ホームページでの公開と主要公共機関へ配架します。

問い合わせは、政策推進課 企画調整係（直通 074-0726）まで。



決済アプリを悪用した送金手口に注意しましょう!

インターネット通販で商品代金を指定された個人口座へ振込後、販売会社から商品の欠品等を理由とした注文のキャンセル連絡で、支払い済みの代金を利用していない〇〇ペイで返金すると案内があり、販売会社の指示に従い決済アプリを操作したところ、返金になるどころか逆に高額な送金をさせられたなどという相談が全国の消費生活センターに多く寄せられており、国民生活センターで注意を促しています。

みなさんへのアドバイス 「ひとりで悩まずにまずは相談を！」

- 支払方法が選べない、個人口座への振り込みを指定されるなどの場合は悪質サイトの可能性が高いため注文を控えましょう。
- 自身が利用していない支払い方法での返金は不自然です。安易に相手の指示に従い決済アプリなどを操作することは避けましょう。
- ネット通販を利用する際は、事業者情報、商品代金や送料、解約・返品の内容と方法、利用規約などをしっかり確認して、少しでもおかしい部分があれば注文を控えましょう。

相談は、中標津町消費生活センター 役場生活課内（直通 074-0892）まで。

AED



自動体外式除細動器

中標津町内のコンビニエンスストアでは、一般の方が利用できるようにAED（自動体外式除細動器）を設置しています。AED設置の協力をいただいている町内のコンビニエンスストアは右記のとおりです。有事の際は最寄りの店舗の従業員の方へお声がけし使用してください。

コンビニエンスストアのAED設置

店舗名	住所	営業時間	備考
セブン-イレブン桜ヶ丘店	東2条南10丁目	6時～24時	自社設置
セブン-イレブン東店	東39条南1丁目1番地6	5時～23時	自社設置
セブン-イレブン東中店	東11条北5丁目4番地1	6時～24時	自社設置
セブン-イレブンバイパス店	桜ヶ丘3丁目9番地1	6時～24時	自社設置
セブン-イレブン緑町店	緑町北1丁目8番地8	24時間営業	自社設置
セイコーマート中標津店	西5条北7丁目8番地4	5時30分～25時	自社設置
ローソン中標津東7条北店	東7条北1丁目1番地2	24時間営業	消防署契約器
ローソン中標津バイパス店	西5条南11丁目5番地1	24時間営業	消防署契約器
ローソン中標津東30条南店	東30条南1丁目1番地1	24時間営業	消防署契約器

※営業時間は令和8年4月調査時点での内容です。

問い合わせは、中標津消防署 警防課 救急係（072-2181）まで。

第30回 中標津町フレンドリー・サマーキャンプ開催のお知らせ

障がいのある子どもない子どもお互いにふれあい、交流を深めるためにボランティアの協力のもと、野外活動を行い、それを通じて青少年時代からボランティア精神とノーマライゼーションの理念を理解し、身につけることを目的として平成6年より開催しています。日程は右記の通りとなりますので、この機会にご家族で参加してみませんか。また、ボランティアも募集しています。

- 日時…7月26日(日) 10時～15時30分まで
※今回もデイキャンプとなり、受付開始は9時30分からとなります。
- 場所…中標津町緑ヶ丘森林公園キャンプ場
(雨天時：中標津町シルバースポーツセンター)
- 内容…①食事：昼食（実行委員会でご用意します）
②創作活動 ③屋台

令和7年度開催の様子

ものづくりやゲームで交流し、わたあめやスパーボールすくいなどの屋台を楽しみました。昼食はカレーライスを食べ、最後にビンゴ大会で盛り上がりました。



参加申込や詳細は、フレンドリー・サマーキャンプ実行委員会【事務局:福祉課 社会福祉係(直通 ☎74-0884)]まで。

生ごみの出し方にご協力をお願いします

中標津町で排出される一般廃棄物は年間約8,000tであり、そのうち、約30%が生ごみと言われています。また、生ごみの約80%は水分と言われており、水気を取ってから捨てることで、ごみの量が減少するとともに、ごみ袋の使用・購入頻度等の低下にもつながります。

生ごみの水気を取らずに捨てた場合、焼却の時間が伸びてしまい、燃焼代が増大してしまいます。また、水分の抜けていない生ごみは、日に当たると強い悪臭の原因になり、環境や周辺住民にも悪影響となります。

生ごみはカラスやキツネ等に荒らされやすいため、ごみ収集日の当日朝8時30分までに出していただくようご協力をお願いします。

無くそう!!ごみの不法投棄!!

中標津町では、毎年、ボランティア清掃やパトロール等を行い、警察と連携しながらごみの不法投棄抑制および防止活動を行なっています。不法投棄の多くは弁当の容器、ちり紙等の家庭ごみや引越などが出た粗大ごみです。不法投棄は法律で禁止されており、違反すると不法投棄の原因者は投棄したごみの撤去を求められるとともに、**5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。**

この地域の豊かな自然を守るためにも、不法投棄の防止にみなさんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせは、生活課 環境衛生係 (直通 ☎74-0890) まで。

令和8年度 自衛官等募集

募集種目	受付期間	資格	試験期日	採用後の待遇
一般曹候補生	第2回 7月1日～9月1日 (高校3年生含む) 第3回 9月15日～11月20日 (予定数以下の場合)	18歳以上 33歳未満	第2回 1次：9月16日～27日 2次：10月17日～11月1日 ※(内1日) 第3回は受付時に連絡	入隊後2年9か月経過以降 選考により 3等陸・海・空曹
(任期制) 2等陸・海・空士	年間を通じて募集中		受付時にお知らせします。	陸1年9か月 海・空2年9か月を1任期とし 任用、その後継続任用および選 抜試験合格で曹への昇進も可能
航空学生	7月1日～8月28日	18歳以上 24歳未満の者 (高卒者または高 専3年次修了者 (見込み含む))	1次：9月19日 2次：10月15日～22日 3次：11月20日～12月16日(海) 11月14日～12月17日(空)	入隊後約6年で幹部自衛官



平和を、仕事にする・陸海空自衛官募集

問い合わせ先：標津郡中標津町東1条南1丁目 中標津地域事務所 ☎0153-72-0120

動画配信中



誰もが自分らしく!男女共同参画のすすめ

6月23日~29日は
男女共同参画週間です

誰もが性別にかかわらず、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる場面で個性を発揮し、ともに責任を担い、生き生きと活動できる「男女共同参画社会」の形成を目指しています。

私たちの周りにある「男だから」「女だから」といった固定的な考え方にとらわれず、自分らしく暮らせる社会について、この機会に改めて考えてみませんか？

今回みなさんから寄せられた「〇〇らしさ」にまつわるエピソード（実体験）を、期間中しるべっと町民ホールに掲示します。みなさんのリアルな声に触れることで「あるある!」と共感したり、「そう感じる人もいるんだ」と気づいたり、いろんな発見に出会えると思います。ぜひ、お立ち寄りください。

あなたらしさが、社会のチカラ ~令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ~

問い合わせは、政策推進課 協働推進係（直通 ☎74-0728）まで。

『しるべカフェ』OPEN! ~みんなで語ろう!これからの中標津町~

「中標津のこういうところ好きかも!」「もっとこうなったら楽しいかも!」など、中標津町の「これから」をゆるトークしませんか?

今回は『空き家のあれこれ ゆるっと作戦会議!』をオープンします。

「近所に空き家が増えてきたな…」「親の家、住む予定はないけど、どうしよう…」「あの空き家、何かに使えないかな?」そんなふう感じたことはありませんか?

日々の困りごと、活用のアイデア、こんな取り組みがあったらいいななど、空き家についてのことならどんなことでも大歓迎です!空き家の“あれこれ”について意見やアイデアを出し合ってみましょう。

難しい知識は一切必要ありません。気軽に“ゆるっと”ご参加ください。

作成会議のメニュー(たとえば、こんな「あれこれ」)

- 「どうしたらいい?」困りごとや不安
- 「こんなふうに使えない?」活用のアイデア
- 「あったらいいな」空き家対策のアイデア

こんな方におすすめ

- 空き家の持ち主の方やご家族
- 地域の空き家が気になっている方
- 何か新しいことを始めてみたい方
- 自分のアイデアを地域のために活かしたい方

日時: 7月5日(日) 14時30分~1時間程度 (出入自由)

場所: 総合文化会館しるべっと 町民ホール

対象: 中標津町在住の方、町内で活動している方

※手話通訳など支援が必要な方は事前にご連絡ください。



申し込み不要ニャ。
直接しるべっとへ
来てニャ!

空き家対策ニャビゲーター
あきにゃん

問い合わせは、政策推進課 協働推進係（直通 ☎74-0728）まで。

畜産食品加工研修センターからのお知らせ

	ソーセージ (約10kg) (10時~14時頃)	ソーセージ(約10kg) ハム(約10kg) (10時~15時頃)	ソーセージ(約10kg) ベーコン(約10kg) (10時~15時頃)	ゴーダ・マリポー・ ストリング・カチョカパロ のいずれか(約10kg) (10時45分~15時30分頃)	CHEDDARチーズ (約10kg) (10時45分~16時頃)
施設使用料	16,500円	33,000円	33,000円	27,500円	27,500円
原材料費	※別途料金がかかります。				
その他	※白衣の貸し出しをする場合、別途料金がかかります。				

※1研修当、8人から10人程で行い希望日が重なった場合、組み合わせにより他のグループと合同で行います。

※原材料費、その他について、詳しくはお問い合わせください。

【申し込み・受け付けについて】

◎開催日 各研修の開催スケジュールについては右記QRコードからご確認ください。直接センターまでお問い合わせください。

◎受付期間 参加希望日の前月1日~15日(※申し込みは3か月に1回まで)

◎申込方法 申込書をFAX、郵送、または直接センターへ提出。(申込書は町ホームページよりダウンロードしてください。)

参加決定した方には25日までに決定通知書を送付。

◎持ち物 エプロン、三角巾、マスク、昼食、飲み物。

◎注意事項 都合により日程の変更、または中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。10人以上の団体での希望される方は希望日の2か月前までに別途ご相談ください。(団体以外の電話予約は受け付けていません。)



畜産食品加工
研修センター
ホームページ

申し込み・問い合わせは、畜産食品加工研修センター（☎78-2216 ☎78-2649）まで。

くらしの ひろば Information

- 中標津町役場
計根別支所
☎78-2211
- 中標津町保健センター
☎72-2733
- 中標津警察署
☎72-0110
- 中標津消防署
☎72-2181
- 中標津町立病院
☎72-8200
- 中標津保健所
☎72-2168

中標津町では町民のみならず緊急に情報提供が必要な場合に備え、中標津町緊急情報メール(キキボウ)にて情報発信を行う体制を整備しています。
登録については、次のアドレスに空メールを送信してください。
nakashibetsu@raiden.ktaiwork.jp



健康

国保人間ドックのお知らせ

所 町立中標津病院・石田病院・釧路がん検診センター
期 (町立中標津病院)
令和9年2月28日(日)まで
令和9年3月31日(水)まで

石田病院 (釧路がん検診センター)

内 問診、検診、身体計測(身長・体重・腹囲) 血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、胃部内視鏡、腹部超音波、便潜血検査、胸部レントゲン、眼底検査
※その他、医療機関により追加検診が可能
な場合があります(別途料金)。

対 中標津町国民健康保険に1年以上継続加入し、前年度までの保険料を滞納していない世帯の40歳～74歳の方

定 若干名(先着受付順)
※年度内に特定健診を受けた方は受けられません。

申 中標津町保健センター

時 7月2日(木)～7月30日(木)
毎週火・木曜日 ※受付は10時30分～11時

骨粗鬆症検診のお知らせ(7月分)

所 町立中標津病院

内 問診、骨密度測定(腰椎・大腿(太もも))

骨(骨)・診察

対 20歳以上の方

定 1日2人

料 20～69歳…2,700円
70～74歳…1,300円

申 中標津町国民健康保険加入の方・後期高齢者医療保険加入の方・生活保護世帯の方・無料

縮 6月15日(月)
申 中標津町保健センター

子宮頸がん検診のお知らせ(7月分)

時 7月1日(水)～7月31日(金)
毎週月・金曜日(祝日除く)

申 受付は8時30分～11時

所 町立中標津病院

内 頸部細胞診・膣エコー検査(希望者のみ)
20歳以上の女性
(検診の間隔は2年に1回)

料 2,000円(70歳以上1,300円)
膣エコー検査は1,760円

縮 6月15日(月)

他 受診する際は、保健センターへご連絡ください。検診券を発行します。

申 中標津町保健センター

一般

マイナンバーカード 夜間・休日窓口について

マイナンバーカードの受け取り、券面事項の変更、電子証明書の更新手続き等について、平日や日中の来庁が困難な方は、マイナンバーカード夜間・休日窓口を開設します。ご利用ください。

時 夜間窓口 6月16日(火) 18時～19時45分
休日窓口 6月28日(日) 9時～17時

問 住民保険課 戸籍住民係
☎(74) 0846

年金相談所開設のお知らせ

釧路年金事務所の年金相談所が次の日程で開設されます。相談は**完全予約制**です。

時 7月7日(火) 13時～17時
7月8日(水) 9時～13時

所 中標津町役場 2階201会議室
申 釧路年金事務所
☎0154(25) 1522

※電話をかけると自動音声がかかります。最初の案内で「1」を、次の案内で「2」を押してください。お客様相談室につながります。

特定疾患等患者 通院交通費補助について

特定疾患等で町外の医療機関(道内のみ)に通院が必要な方の交通費の一部を補助しています。

対 北海道知事から「特定医療費(指定難病)受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「特定疾患医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」「ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証」または「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症

患者対策医療受給者証」を交付されている方と医師が必要と認めた介助者1人。ただし、介助者は交通機関を利用した場合のみ対象です(領収書が必要)。
※次に該当する方は対象となりません。
・交通機関運賃のかららない乳幼児
・前年所得が一定の基準額を超える方
・生活保護法による医療扶助の移送費や他の法令による通院交通費相当分の全額給付を受けている方

期 令和8年1月1日～令和8年6月30日までの通院分
縮 8月28日(金)
問 福祉課障がい福祉係
☎(74) 0885

集落協定を公表します

中標津町では令和7年度より中山間地域等直接支払制度(第6期対策)を実施しています。

この制度は、農業生産条件が厳しい地域への対策として、耕作放棄を防止し、水源の涵養(かんよう)や景観の維持など農業の持つ多面的な機能を維持するため、耕作面積に応じて交付金を支払う制度です。この制度の具体的な事業内容は集落で策定する協定に記載されていますので、本制度の透明性を確保する観点から、次のとおり協定内容と令和7年度の実施内容を公表します。

時 6月1日(月)～30日(火) ※土日は除く
8時30分～17時15分

所 役場農林課窓口

問 農林課 農務係
☎(74) 0492

6月定例会の開催予定について

時 6月15日(月) 10時

所 中標津町役場 3階議場

問 議会事務局 議事係
☎(74) 0912

甲種防火管理新規講習のご案内

消防法施行規則第2条の3で定める、甲種防火管理新規講習が実施されます。
 時 8月6日(木)～7日(金) 2日間
 所 中標津町総合文化会館 しるべつとコミュニティホール
 申期 7月3日(金)～7月16日(木)
 申方 インターネット
 申問 (一財) 日本防火・防災協会
 03(6263)9903

ごみ収集のお知らせ

■ごみ収集・最終処分場お休み
 □不燃・粗大ごみ収集日
 (お住まいの地区の資源ごみと同じ曜日)

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	7/2	7/3	7/4
7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11

児童手当について

● 児童手当の異動があったときは、**15日以内**に見
 ● 出生・転入・転出したとき

問 生活課 環境衛生係
 0890(74)0890

- 公務員になったとき・退職したとき
- 児童が児童福祉施設等に入退所したとき
- 養育する児童が増減したとき
- 手続きが遅れた場合、受給できるはずの手当が受けられなくなる事がありますので、ご注意ください。
- 受給者(父等)のみ、または児童のみが転入および転出する際は、手続きが必要な場合があります。
- 高校3年生までの年齢の児童を養育して、受給していない方はお問い合わせください。

※公務員の方は、所属庁から支給されます。
 子育て支援課 保育給付係
 0894(74)0894

2026年北海道東トレイル開通のお知らせ

道東の3つの国立公園(釧路湿原、阿寒摩周、知床)とまちをつなぐ歩く旅の道「北海道東トレイル」の2026年シーズンが始まりました。
 最新情報はウェブサイトおおよびSNSをご覧ください。



ウェブサイトはこちらから

まちづくり主任講座の講座メニュー追加のお知らせ

【講座】 職場における肩こり・腰痛予防について
 【内容】 デスクワークや重労働者に対する身体のメンテナンス方法や、コンディショニング(軽運動)について
 【担当課】 介護保険課
 政策推進課 協働推進係
 0728(74)0728

有料広告

中標津 別海 家事代行サービス

清掃業務全般 家事代行業務 断捨離 収納アドバイス

新築住宅清掃 中古住宅清掃 社宅清掃

一住宅清掃サイズ	一スポット清掃
1LDK 38,500円～	レンジフード 14,300円～
2LDK 44,000円～	キッチン 11,000円～
3LDK 49,500円～	リビングキッチン 22,000円～
平屋戸建て+2万円～	浴室 16,500円～
2階戸建て+4万円～	トイレ 9,900円～
新築住宅 1坪1,500円～	窓ガラス1枚 1,100円～



お見積無料

0153-70-4608

中標津町西町3丁目20-1

家事代行業務

初回お試し2時間 **5,500円**

通常価格/2時間 6,600円
 ※1名1時間追加につき3,300円
 遠方の方3時間～対応

断捨離 収納アドバイス ゴミ屋敷清掃

- ★断捨離 物の少ない暮らしは心も軽くなる。
- ★収納アドバイス 断捨離後の収納見直し整理整頓。
- ★家の処分、退去に伴うゴミの分別作業などご相談下さい
- ★ゴミ屋敷清掃 お困りの方が多いです。ご相談下さい

中標津町役場への電話はダイヤルイン(直通電話)をご利用ください

課	係	業務内容	電話番号
総務課	総務係・選挙管理委員会	条例規則、庁舎管理、選挙に関する事	73-3111
	職員係	職員に関する事	74-0757
	情報システム・広報調査係	情報公開、個人情報保護、マイナンバー制度、広報に関する事	74-0763
	防災係	防災および国民保護に関する事	74-0768
政策推進課	企画調整係	町の施策、計画に関する事	74-0726
	ふるさと応援係	ふるさと納税に関する事	74-0727
	協働推進係・北方領土対策係	協働のまちづくり推進、男女共同参画、北方領土対策に関する事	74-0728
財政課	財政係	財政に関する事	74-0723
	契約用度係	競争入札参加資格・入札・契約に関する事	74-0724
税務課	住民税係	町税等に関する事	74-0752
	資産税係	固定資産税・都市計画税に関する事	74-0753
納税課	収納係	町税等の収納管理に関する事	74-0754
生活課	交通町民相談係	交通安全運動、町有バス、防犯灯・街路灯、人権擁護に関する事	74-0889
	環境衛生係	ごみ、リサイクル、墓地、畜犬登録に関する事	74-0890
	全町内会連合会	町内会、地区会の加入に関する事	74-0891
	消費生活センター	消費生活相談に関する事	74-0892
住民保険課	国保・高齢者医療係	国民健康保険・後期高齢者医療保険に関する事	74-0844
	保険年金係	国民年金に関する事	74-0845
	戸籍住民係	転入・転出、パスポート、マイナンバーカードに関する事	74-0846
福祉課	社会福祉係	生活保護、社会福祉団体、高齢者福祉等に関する事	74-0884
	障がい福祉係	障がい者福祉に関する事	74-0885
介護保険課	介護保険係	介護保険に関する事	74-0863
	介護認定係	要介護認定・要支援認定等に関する事	74-0865
	介護支援係	介護予防、地域包括支援センターに関する事	74-0867
子育て支援課	保育給付係	保育所、児童手当、乳幼児・ひとり親家庭に関する事	74-0894
	子育て支援係	子育て支援事業、児童会館に関する事	74-0895
農林課	農務係	農業振興、畜産振興、町営牧場に関する事	74-0492
	林務係	林業振興に関する事	74-0493
	自然環境係	野生鳥獣、畜犬および野犬掃とうに関する事	74-0495
経済振興課	商工労働係	商業および工業の振興に関する事	74-0463
	観光振興係	観光宣伝、観光施設の整備・維持管理に関する事	74-0464
	地域振興係・空港対策係	企業誘致、空港利用促進、多文化共生、国際交流に関する事	74-0465
	CIR(国際交流員)	外国人からの相談対応に関する事	74-8400
管理課	管理係	町道、橋、河川、公園の維持管理、除雪に関する事	74-0930
建設課	事業推進係	公共土木施設の整備に関する事	74-0952
	用地係	地籍、用地問題に関する事	74-0953
	管財係	町有財産に関する事	74-0954
	建築指導係	建築確認申請に関する事	74-0967
都市住宅課	都市計画・景観係	都市計画、景観、空家等対策に関する事	74-0965
	住宅係	町営住宅に関する事	74-0966
	建築指導係	建築確認申請に関する事	74-0967
上下水道課	業務係	水道・下水道料金、受益者負担金、水道契約・解約・変更に関する事	74-0970
	水道係	水道管および施設に関する事	74-0971
	下水道係	下水道管および施設に関する事	74-0972
出納室	出納係	町税等の納付、その他出納に関する事	74-0901
農業委員会	庶務係	農業者年金に関する事	74-0902
	農地係	農地の利用調整に関する事	74-0903
議会事務局	総務係・議事係	議会に関する事	74-0912
監査委員事務局	監査委員事務局	監査に関する事	74-0913
教育委員会管理課	総務係	教育行政に関する事	74-0141
	学校施設係	学校施設に関する事	74-0142
学校教育課	学校教育係	学校教育、特別支援教育、青少年教育に関する事	74-0143
	学務係	教材教具、就学援助、転入学に関する事	74-0144
社会教育課	社会教育係	社会教育、スポーツに関する事	74-0174
	学芸係	文化財保護、郷土館に関する事	74-0175
指導室	指導室	学習指導、生徒指導に関する事	74-0176

(わからない場合は代表番号【73-3111】へお掛けください)

発行/中標津町役場 総務課 情報システム・広報調査係
〒086-1197 北海道中標津町中標津町民センター22番地
TEL 0153-74-0763 FAX 0153-73-5333
中標津町ホームページ <https://www.nakashibetsu.jp> QRコードはQRコードリーダーの登録画像です
お問い合わせは、ホームページ下部の「お問い合わせ」より

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(PDF)で提供しますので総務課 情報システム・広報調査係までご連絡ください。



中標津町公式LINE
行政情報・防災情報
イベント情報

いち早くお届けします!!

ひとのうごき 4月30日現在住民登録人口 ※ () 内は前月比

町の人口	21,768(+ 99)【うち外国人 421(+48)】	誕生	7(+ 3)
男	10,750(+ 70)【うち外国人 233(+32)】	死亡	19(+ 1)
女	11,018(+ 29)【うち外国人 188(+16)】	転入	247(+ 53)
世帯数	11,583(+112)	転出	136(-342)

65歳以上の人口 6,429人 (高齢化率29.534% 介護保険課調)